

川島町老人福祉センター「やすらぎの郷」及び川島町デイ・サービスセンター「やすらぎの郷」指定管理者募集要項

川島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第24号）に基づき、川島町の公の施設である川島町老人福祉センター「やすらぎの郷」及び川島町デイ・サービスセンター「やすらぎの郷」（以下「センター」という。）の運営管理を行う法人について、下記のとおり募集いたします。

記

1 対象施設

次に掲げる施設であり、同一敷地、同一建物内に両施設が一体的に整備されている施設である。

- | | |
|----------|--|
| (1) 名称 | 川島町老人福祉センター「やすらぎの郷」
川島町デイ・サービスセンター「やすらぎの郷」 |
| (2) 所在地 | 川島町大字曲師402番地1 |
| (3) 建物概要 | 構造：鉄筋コンクリート造
階数：地上1階建て
敷地面積：7,665.71㎡
延床面積：1,698.45㎡
施設内容：集会室、会議室（教養娯楽室）1、会議室（教養娯楽室）2、職員休憩室、ホール広縁、玄関（職員玄関）、図書室、事務室、生活相談室、健康相談室、倉庫、テラス、厨房、食堂、機能回復訓練室、湯沸室、ホール及び廊下、男女浴室（脱衣室含む）、トイレ、ボランティアビューロー、デイサービスルーム、静養室、通所リハビリ室、器械浴室（脱衣室含む）、特殊浴室（脱衣室含む）、玄関ホール（玄関ブース、玄関ポーチ、渡り廊下含む）、ヘルパーステーション、空調機械室、自転車置き場、物置、車庫、駐車場、庭園 |

2 指定管理者が行う業務

別紙、川島町老人福祉センター「やすらぎの郷」及び川島町デイ・サービスセンター「やすらぎの郷」管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3 指定の予定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 応募資格

応募しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する法人であること。

- (1) 埼玉県内に事務所を置く法人であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (3) 川島町から指名停止措置を受けていない法人であること。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人であること。また、銀行取引停止、主要取引先の取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。
- (5) 町県民税、法人税、消費税等を滞納していない法人であること。
- (6) 老人福祉センター及びデイ・サービスセンターの管理運営において、過去に実績のある法人であること。

5 管理の基準

仕様書のとおりとする。

6 職員の配置

仕様書のとおりとする。

7 指定管理料及びセンター利用料、介護保険法に基づく通所介護及び予防通所介護による利用料の取扱い

施設の運営に必要な経費は仕様書のとおりとし、年度協定に基づく金額とする。

平成29年度から平成31年度までの予算額又は実績は、次の各号のとおりである。

- (1) 平成29年度実績 16,250,000円
- (2) 平成30年度実績 16,250,000円
- (3) 平成31年度予算 15,072,000円

8 申請書類及び手続き

次の各号に掲げる書類について、令和2年2月6日から同月12日までに、町健康福祉課へ提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）

川島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第15号。）第3条に定める様式第1号及び次の各細号に掲げる資料。

- ア 当該公の施設の指定の期間内における各年度の収支予算書（様式第1号の1）
- イ 定款又は寄附行為の写し及び履歴事項全部証明書
- ウ 当該団体の経営状況を説明する書類

(2) 事業計画書（様式第1号の2）

指定管理条例第3条に規定する事業計画書で、次の各細号に掲げる内容を含めたものとする。

- ア 施設運営の実施体制及び組織
- イ 管理運営の実施体制及び組織
- ウ 指定期間における事業計画

(3) その他必要な書類

次の各細号に掲げる資料

- ア 誓約書（様式第3号）
- イ その他町長が必要と認めたものであり、前述に記載のない資料

9 選定及び結果の通知

川島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び川島町公の施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、指定管理者として最も適する者を選定する。選定の結果は、応募者全員に対し書面で通知する。

10 指定管理者の指定及び協定書の締結

選定された法人の指定は、議会の議決を受けることが条件となるため、選定した法人を指定管理者候補者として町議会に上程し、議決を経たのちに指定管理者として指定し、指定管理に関する事項について協議の上、協定書を締結するものとする。

11 その他

この募集要項及び仕様書に規定する条例その他関係法令等について、告示の後に名称の改正があった場合は、改正後の名称に準ずるものとする。

12 問い合わせ先

川島町健康福祉課

川島町大字下八ツ林870番地1

電話 049-299-1756 (課直通)

FAX 049-297-6087